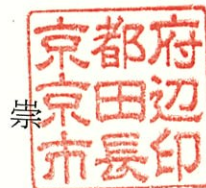


京田辺市告示第175号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、
下記のとおり書類を公示送達する。

令和8年9月29日

京田辺市長 上 村



記

1 送達する書類

令和8年度 国民健康保険税督促状

2 送達を受けるべき者の氏名

別紙公示送達者一覧のとおり

3 書類の交付について

上の書類は、京田辺市が保管しており、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。担当課に来庁のうえ、受領してください。

（担当課）京田辺市 市民部 国保医療課

（注意）

上の書類を受領されない場合、地方税法第20条の2第3項の規定により、
告示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公示送達者一覧

令和8年度

氏 名	対象期
野崎 亮	第2期～第3期
面村 数也	第2期～第3期
山本 翔太	第1期～第3期
南 龍騎	第1期～第2期
シンガプリゲ サガラ タランガジャヤワルダナ	第1期～第3期
鷹倉 雅義	第1期～第3期
河村 太久郎	第1期～第2期
臼杵 淳一	第1期～第3期
チョン ユビン	第1期
大隈 琴葉	第1期～第2期
マクリーン ハリス ピーターペティット	第2期～第3期